

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2987号及び第2988号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の2件の答申を行い、横浜市長が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

(1) 「平成30年度戸塚区自治会町内会役員現況届」（吉田町内会、吉田元町町内会及び矢部町内会）、「平成31（2019）年度戸塚区自治会町内会役員現況届」（吉田町内会及び吉田元町町内会）及び「平成31（2019）年度戸塚区自治会町内会役員現況届」（矢部町内会）」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2987号】

(2) 「吉田矢部地区連合会に係る平成30年度戸塚区地区連合町内会役員現況届」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2988号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2987	令和2年4月27日	令和2年5月11日	令和2年8月11日	令和2年9月23日	個人	市長
2988	令和2年8月26日	令和2年9月8日	令和2年9月14日	令和2年10月14日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2987	「平成30年度戸塚区自治会町内会役員現況届」（吉田町内会、吉田元町町内会及び矢部町内会）、「平成31（2019）年度戸塚区自治会町内会役員現況届」（吉田町内会及び吉田元町町内会）及び「平成31（2019）年度戸塚区自治会町内会役員現況届」（矢部町内会）」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当</p> <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため）</p>	開示範囲を拡大すべき

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
2988	「吉田矢部地区連合会に係る平成30年度戸塚区地区連合町内会役員現況届」(以下「本件審査請求文書」という。)	一部開示 条例第7条第2項第2号に該当 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため)	開示範囲を拡大すべき

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2987	<p>《戸塚区自治会町内会役員現況届等に係る事務について》</p> <p>自治会町内会とは、地域住民相互の親睦を図る等のために組織された、自主的・民主的な任意団体である。横浜市は、自治会町内会に対し、多くの情報を提供するとともに、地域の自主的な活動を支援するための事務を行っている。</p> <p>戸塚区自治会町内会役員現況届は、横浜市が、毎年度、戸塚区内の各自治会町内会の名称、役員の任期、役職名、氏名、住所、電話番号や加入世帯数、戸塚区連会資料(お知らせ、班回覧物、ポスター等掲示物)並びに広報よこはま、県のたより及び議会だより(以下「戸塚区連会資料等」という。)の配布部数やその届け先等を確認するため、戸塚区が各自治会町内会に対し提出を依頼しているもので、その提出先は戸塚区総務部地域振興課となっている。</p> <p>なお、自治会町内会の中には、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項の認可地縁団体が含まれており、吉田町内会、吉田元町町内会及び矢部町内会(以下「吉田町内会等」という。)は認可地縁団体である。</p> <p>市町村長が、認可地縁団体の認可をしたときは、同条第10項及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第1号ホの規定により、代表者の氏名及び住所を告示することとなっており、吉田町内会等については、戸塚区長が、横浜市報に登載して告示している。</p> <p>また、地方自治法第260条の2第12項及び地方自治法施行規則第21条の規定により、何人も告示した事項に関する証明書の交付を請求できることとなっている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、吉田町内会等に係る平成30年度及び平成31年度の戸塚区自治会町内会役員現況届である。</p> <p>実施機関は、本件処分により、本件審査請求文書のうち、吉田町内会等の会長(以下「会長」という。)の住所(以下「非開示部分1」という。)及び戸塚区連会資料等のお届け先の氏名(以下「非開示部分2」という。)並びに会長の電話番号並びに会長以外の役員の氏名、住所及び電話番号並びに個人印の印影を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。</p> <p>審査請求人は、本件審査請求において、実施機関が非開示とした情報のうち、非開示部分1及び非開示部分2(以下これらを「本件審査請求部分」という。)の開示を求めているため、当審査会では、本件審査請求部分について判断することとする。</p> <p>《条例第7条第2項第2号該当性について》</p> <p>ア 非開示部分1は、個人の住所であるから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることは明らかである。</p> <p>審査請求人は、吉田町内会等は認可地縁団体であり、非開示部分1は非開示情報に該当しない旨主張しているため、当審査会において、戸塚区認可地縁団体一覧を確認したところ、吉田町内会等が掲載されており、その認可年月日は、吉田町内会については平成14年8月26日、吉田元町町内会については平成8年12月18日、矢部町内会については平成18年7月14日となっていた。</p> <p>認可地縁団体の代表者の氏名及び住所は、地方自治法第260条の2第10項の規定等による告示や証明書の交付の対象となっていることから、非開示部分1は、本号ただし書アに該当し、開示すべきである。</p>

答申 番号	判断の要旨
2987	<p>イ 実施機関は、開示の実施の際に、非開示部分1を開示するべく本件開示請求に係る行政文書の写しを差し替えて審査請求人に交付し、及び開示資料を修正する意思決定をしたため、非開示部分1は開示していると主張するが、条例第10条第1項によれば、開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知することとなっている。このことは、実施機関が、開示決定等（条例第11条第1項に規定する開示決定等をいう。以下同じ。）を行った後に、職権で開示範囲を変更する場合においても同様であり、当該開示決定等の取消し及び再度の開示決定等を経て行うべきである。</p> <p>実施機関が本件処分の取消し及び再度の開示決定等を経ずに、非開示部分1を開示するべく本件開示請求に係る行政文書の写しを差し替えて交付した部分は、開示資料を修正する意思決定がなされている事情を考慮してもなお、本件処分に基づいて開示したものとはいえないと言わざるを得ない。</p> <p>ウ 非開示部分2は、個人の氏名であるから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることは明らかである。</p> <p>エ 審査請求人は、非開示部分2に掲げる者は、町内会の役員であって、上位団体である地区連合会又は社会福祉協議会の関係役員を兼務していると考えられ、その氏名は、地域の地区だよりなどで配られ、慣行として公にされている場合が多いから、本号ただし書アに該当し、非開示情報に該当しない等と主張しているため、当審査会において確認したが、戸塚区連合会資料等の届け先に関して、審査請求人が主張するような慣行の存在は認められず、戸塚区連合会資料等の届け先を公にすることを求める法令等の定めもない。</p> <p>よって、非開示部分2は、本号本文前段に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p>
2988	<p>《戸塚区地区連合町内会役員現況届等に係る事務について》</p> <p>自治会町内会とは、地域住民相互の親睦を図る等のために組織された、自主的・民主的な任意団体である。各自治会町内会のうち希望するものが加盟する連合体として地区連合町内会が組織されている。</p> <p>地区連合町内会は、各自治会町内会の運営等、役員相互の情報交換・意見交換の場だけでなく、各自治会町内会だけではできない運動会や防災訓練などの規模の大きい広域的な事業を実施している。</p> <p>横浜市は、各地区連合町内会を通じて、地区連合町内会に加盟している自治会町内会に対し、多くの情報を提供するとともに、地域の自主的な活動を支援するための事務を行っている。</p> <p>地区連合町内会に加盟する自治会町内会の中には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項の認可地縁団体が含まれている。認可地縁団体の代表者の氏名及び住所は、同条第10項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号ホの規定により、告示することとなっており、また、地方自治法第260条の2第12項及び地方自治法施行規則第21条の規定により、何人も告示した事項に関する証明書の交付を請求できることとなっている。</p> <p>戸塚区地区連合町内会役員現況届は、横浜市が、毎年度、戸塚区内の各地区連合町内会の名称、役員の任期、役職名、氏名、住所、電話番号及び加入世帯数を確認するため、戸塚区が各地区連合町内会に対し提出を依頼しているもので、その提出先は戸塚区総務部地域振興課（以下「地域振興課」という。）となっている。</p> <p>地域振興課は、第三者からの問い合わせに対して公益上必要と認められる場合や自治会町内会にとって必要と認められる場合に、求めに応じ必要な情報を提供することを前提に、戸塚区内の各地区連合町内会に対して戸塚区地区連合町内会役員現況届の提出を依頼している。また、戸塚区地区連合町内会役員現況届により届出のあった情報のうち、地区連合町内会の名称、代表者の氏名及び加入世帯数の情報は、地域振興課において戸塚区自治会町内会名簿にとりまとめて閲覧に供している。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、吉田矢部地区連合会に係る平成30年度戸塚区連合町内会役員現況届である。</p> <p>実施機関は、本件処分により、本件審査請求文書のうち、吉田矢部地区連合会長（以下「連合会長」という。）の住所及び電話番号並びに連合会長以外の役員の氏名、住所及び電話番号を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。</p>

答申 番号	判断の要旨
2988	<p>本件審査請求において、審査請求人は、実施機関が非開示とした情報のうち、連合会長以外の役員全員の氏名及び吉田町内会長等の住所（以下「本件審査請求部分」という。）の開示を求めているため、当審査会では、本件審査請求部分について判断することとする。</p> <p>《条例第7条第2項第2号該当性について》</p> <p>ア 本件審査請求部分は、連合会長以外の役員の氏名及び吉田町内会、吉田元町町内会及び矢部町内会の会長（以下「吉田町内会長等」という。）が吉田矢部地区連合会の役員に含まれている場合における吉田町内会、吉田元町町内会及び矢部町内会の会長（以下「吉田町内会長等」という。）の住所であるから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることは明らかである。</p> <p>イ 審査請求人は、「吉田矢部地区だより」に見るとおり、吉田矢部地区連合会の執行役員の氏名は地域その他に周知されており、吉田町内会、吉田元町町内会及び矢部町内会は、認可地縁団体であって、吉田町内会長等の住所は法令等の規定により公にされている情報に該当する旨主張している。</p> <p>ウ 吉田矢部地区連合会は、各自治会町内会のうち希望するものが加盟する連合体という地区連合町内会の性質から、認可地縁団体でないことは明らかである。</p> <p>審査請求人は、吉田町内会、吉田元町町内会及び矢部町内会は、認可地縁団体である旨主張するため、当審査会において、戸塚区認可地縁団体一覧を確認したところ、吉田町内会、吉田元町町内会及び矢部町内会が掲載されており、その認可年月日は、吉田町内会については平成14年8月26日、吉田元町町内会については平成8年12月18日、矢部町内会については平成18年7月14日となっていた。</p> <p>また、実施機関は、地域振興課において戸塚区自治会町内会名簿を閲覧に供していると説明していることから、当審査会において、戸塚区自治会町内会名簿（平成30年4月1日現在）を確認したところ、連合会長の氏名は掲載されていたが、連合会長の住所並びに連合会長以外の役員の氏名及び住所は掲載されていなかった。</p> <p>エ 「吉田矢部地区だより」について、実施機関は、横浜市が発行し、及び公にしているものではなく、吉田矢部地区連合会が独自に会員向けに発行している情報紙である旨主張するため、当審査会が確認したところ、「吉田矢部地区だより」は、吉田矢部地区連合会ウェブサイト「吉田矢部地区連合会 Official Site」に掲載されており、吉田矢部地区連合会の執行役員の役務、氏名及び加入している自治会町内会における役職名が掲載されていた。また、吉田町内会長等が執行役員に含まれていることも確認された。実施機関が主張するように、「吉田矢部地区だより」が会員向けに発行されているものであったとしても、吉田矢部地区連合会ウェブサイトに掲載され、何人も閲覧可能な状態になっていることから、本件審査請求部分のうち、連合会長以外の役員の氏名は、慣行として公にされている情報であるというべきであり、本号ただし書アに該当し、開示すべきである。</p> <p>オ また、吉田矢部地区連合会ウェブサイトに掲載されている「吉田矢部地区だより」の情報から、吉田矢部地区連合会の各執行役員が加入している自治会町内会における役職名が明らかになっている。吉田町内会、吉田元町町内会及び矢部町内会は、認可地縁団体であり、認可地縁団体の代表者の氏名及び住所は、地方自治法第260条の2第10項の規定等による告示や証明書の交付の対象となっている。そのため、本件審査請求部分のうち、吉田町内会長等の住所も、本号ただし書アに該当し、開示すべきである。</p> <p>カ 以上のことから、本件審査請求部分は、慣行として公にされている情報であると認められるため、本号ただし書アに該当し、開示すべきである。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

(行政文書の開示義務)

第7条 (第1項省略)

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(第1号省略)

(2) 個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(第3号から第6号まで省略)

(開示請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

(第2項省略)

(開示決定等の期限)

第11条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にななければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(第2項省略)

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881